

福津市立福間東中学校

# 「学校いじめ防止基本方針」



令和5年4月改定

# 1 いじめ防止における基本的な方針

## 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 2 条

**第二条** この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめに対する本校の基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校ではすべての生徒がいじめはどんな理由があつても行ってはいけない、また他の生徒に行われるいじめを認識しながら見逃さないようにいじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深め、いじめ防止等のための対策を行う。

いじめの防止等のための対策は、いじめに関する生徒指導の重層的支援構造を踏まえいじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。本方針は、いじめ防止基本方針対策推進法第 13 条により、福岡東中学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活をおくることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

# 2 いじめ防止対策における校内組織の設置

## (1) 学校内の組織

### 【いじめ防止対策委員会】

校内いじめ防止対策企画、立案

構成員・・・校長、教頭、主幹、生徒指導主事、児童生徒支援、各学年生徒指導担当、養護教諭、生徒会主担当、(SSW・SC・スクールサポーター)

開催期日・・・適宜

【教育相談委員会】いじめ被害、不登校生徒の支援策企画、立案、外部機関との連携（児童相談所、福祉課、SC、SSW 等）

構成員・・・校長、教頭、児童生徒支援、各学年教育相談担当、特支 Co、SC、SSW

開催期日・・・隔週

【生徒指導委員会】いじめ発覚後の対応・指導等

構成員・・・校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、生徒会代表、環境教育代表、部活動代表（関係学年主任、関係学級担任）

開催期日・・・隔週

### 3 いじめ防止と対応における取組

いじめに関する生徒指導の重層的支援構造を踏まえ、いじめの認知率を高め、「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに各段階の取組としていじめを生まない環境づくりを進め、児童生徒一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかける。

#### (1) 未然防止の取組

##### 校内（課題予防的生徒指導）

##### 【発達支持的生徒指導】

人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかける。

##### 【課題早期発見対応】

- ①日常生活における生徒の様相観察
- ②いじめアンケートによる早期発見の取り組み（毎月1回実施）
- ③教育相談（二者面談）の実施（6月、11月、2月）
- ④昼休みの校内巡回、授業の早入りと遅出（生徒を見守る時間を延ばす取り組み）

##### 【課題未然防止教育】

- ①全校一斉人権教育の実施（6月）及び、道徳教育の充実
- ②学期の初めに SNS の使用方法の指導

##### 【いじめを生まない教育活動の推進】

- 全ての児童生徒に対する「いじめは決して許されないこと」の理解の促進
- 児童生徒が自己有用感や充実感を感じられる授業づくり及び家庭・地域との共働事業の推進
- 児童生徒の豊かな情操や道徳心の涵養
- 心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
- ストレスに適切に対処できる力の育成
- 特に配慮が必要な児童生徒への特性を踏まえた適切な支援、保護者との連携、周囲の児童生徒に対しての組織的な指導  
（障がいのある児童生徒、海外から帰国した児童生徒、外国人の児童生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒、被災児童生徒など）
- 教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織としての対応となるための学校いじめ防止基本方針の策定及び対応の徹底
- 学校運営協議会等の場における、いじめの問題についての学校の取組の説明及び学校・家庭・地域が一体となって取組を推進することの重要性に関する普及啓発

## 保護者

- ① いじめ早期発見のチェックシートの実施
- ② 保護者アンケート実施
- ③ ネットによるいじめ関連の学校講演会への参加

## 外部機関

- ① スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携
- ② 警察、補導員との連携

### **(2) 発生後の取組 (困難課題対応的生徒指導)**

いじめに関する事実確認とアセスメントを踏まえ、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進める。

- ① 校長、教頭、主幹、当該学年教師で発覚状況の情報共有、生徒指導主事による手順提案。

※共有化シートを活用し全教職員で情報を共有する。

- ② いじめられている生徒への聞き取り (担任・学年)

- ・必ず味方になることを伝え、安心させる。
- ・解決に向けての方策は、本人の確認を取って進める、先走らないことを伝え、安心させる。

- ③ 方策提示 (担任・学年)

- ・いじめられている生徒・保護者が選べるようにいくつか提示する。

(様子を見る。しばらく別室で学習する。相手に事情を聴き、教師が指導する。生徒同士の話し合いの場を設定する。保護者同士の話し合いの場を設定する。学年集会で訴える。警察に届けを出す等)

- ④ 事実確認の上、相手方保護者に報告

- ・客観的事実報告
- ・いじめられている生徒・保護者の苦悩代弁
- ・いじている生徒の保護者の考え聴取
- ・学校の判断、対処法を提示

- ⑤ 解決に向けて対応

(例)・生徒間で謝罪、今後の約束

- ・いじている生徒・保護者で謝罪訪問
- ・学校で、保護者・生徒を交え謝罪、今後の約束
- ・いじている生徒に対していじめられている生徒の心境を踏まえ、配慮したかわり方について考え行動するよう促す。

※SNS等で問題となる画像がある場合は、早急に、教師同席のもと削除させる。

### (3) 解決後の取組

#### ①いじめられていた生徒へのケア

- ・生徒支援によるケア計画実施
- ・担任、生徒支援と保護者の情報交換（学校の様子、家の様子）
- ・スクールカウンセラーによる定期的面談

#### ②いじめていた生徒への対応

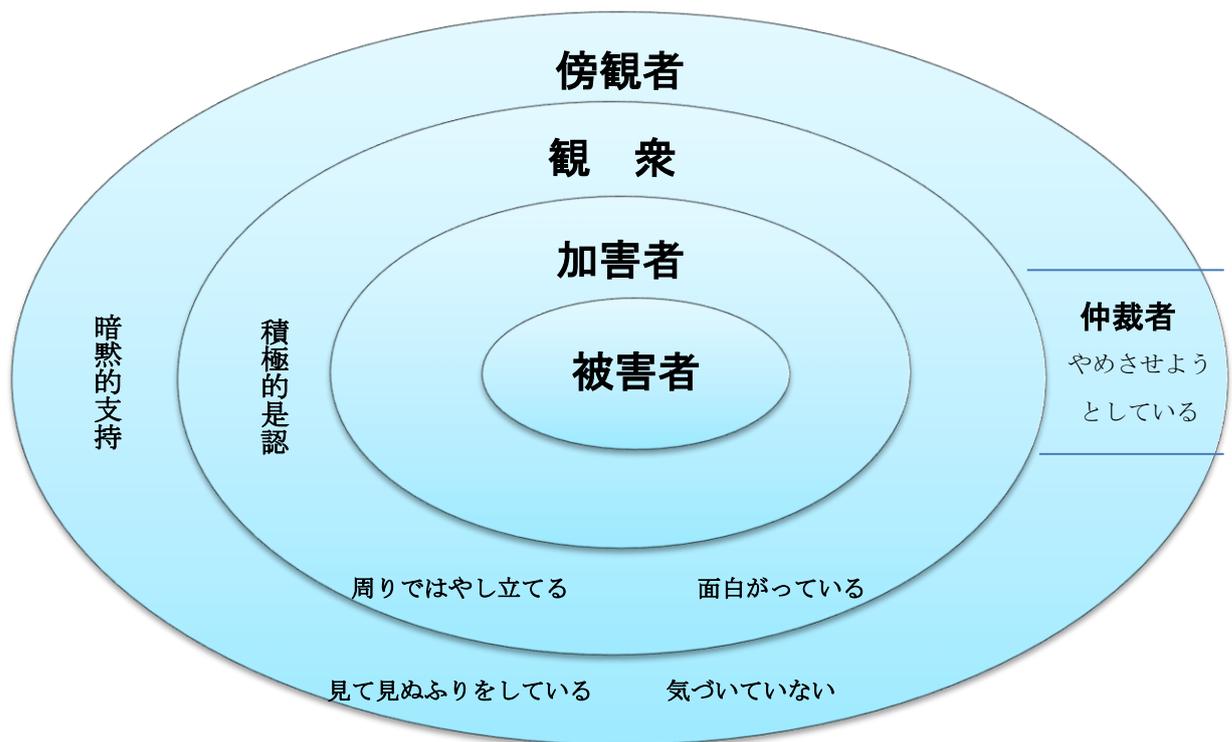
- ・二度と起こさせないための様相チェック（学級担任、教科担任等）
- ・定期的に話し込み（その後の相手との関係、今後、自身の生活のあり方）

#### ③全体への取組

(例)・年間計画に位置付けた道徳の「思いやり・生命尊重・勇気・強い意志」等の価値項目を計画的に行う。

- ・学年集会等で相手の気持ちを尊重できる人間になることを訴える。
- ・積極的生徒指導として生徒たちが主体的に取り組む活動を仕組む。

## いじめの構造



いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験しています。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性があります。

また、いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではありません。周りではやし立てたり、面白がっていたりする「観衆」は、いじめを積極的に是認する存在です。見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめを暗黙的に支持する存在であり、いじめられている子にとっては、支え(味方)にはなりません。したがって、「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在だと言えます。

さらに、この4つの層は、固定したものではなく入れ替わることもあります。「被害者」が「加害者」に、「観衆」や「傍観者」が「被害者」になることもあります。誰もが「被害者」「加害者」になる可能性があるということです。この不安感が、いじめの陰湿化を招いたり、いじめを外から見えにくくしたりしていると考えられます。

いじめがあったとき、周囲の者がはやし立てたり見て見ぬふりをしたりすることで、いじめは更に助長され深刻化します。しかし、周囲の者がいじめは許さないという態度を示すとき、いじめは抑制されます。つまり、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが肝要なのです

いじめ問題への取組の全体図

